

# 送りつけ商法にご注意!!

## ▶ 今年の1月以降、商品を強引に送りつけられたという相談が急増しています

従来も、商品を勝手に送りつけてきて代金を振り込ませるといふ、ネガティブオプションと呼ばれる商法は存在していました。

現在、相談が急増しているものは、次のような事例が確認されています。

- 1 事業者から電話があり、以前に注文を受けた健康食品が準備できたので、代金引換で商品を送りますと言われた。注文したかはっきり覚えていなかったため曖昧な記憶をたどっているうちに、送られることを了承してしまった。
- 2 事業者からの電話で、商品を代金引換で送ると言われたが、注文した覚えがないのでハッキリと断ったところ、事業者から、注文したときの録音が残っているので断ることは出来ないと凄まれた。
- 3 健康食品の無料サンプルを送りたいと電話勧誘があり、了承したところ、サンプルだけのつもりがいつの間にか申し込んだことになっていて、代金引換で商品が送りつけられた。

いずれも、事業者から事前に連絡があり、注文を受けたので商品を送るなどと言われています。注文した覚えがなければハッキリ断るのはもちろんなのですが、断ったところ、記録が残っているなどと言いつつ高圧的な態度に出る事業者もいるようです。

また、事業者名を聞いても名乗らなかつたり、連絡先を聞いてもハッキリ答えてくれない事業者も多く、代金を支払わないで放っておくと、しつこく代金の支払いを求めてくることもあります。

## ▶ もし、商品を強引に送りつけられたら…

これらは送りつけ商法(ネガティブオプション)と呼ばれる商法で、こちらに契約する意志がなければ、勝手に送りつけられた商品の代金を支払う必要はありません。

もし、代金引換で商品が届いた場合は、受取を拒否して下さい。通常の宅配便などで荷物が届き、中に請求書が入っていたような場合、契約の意志がなければ、事業者に契約の意志がないことを主張して商品の回収を要求して下さい。また、代金を支払って商品を受け取ってしまった場合も、事業者に返品・返金を要求して下さい。

消費者から返品・返金を要求された事業者は、返金と共に7日以内に送りつけた商品を回収しなければなりません。7日以内に事業者が商品を回収に来なければ、その商品は消費者が処分することができます。

また、事業者の連絡先が分からないなど、事業者と連絡が取れない場合には、商品が送りつけられてから14日を過ぎた場合、事業者は消費者に商品の返還請求ができなくなりますので、商品を消費者が処分することができます。

## ▶ 被害を防ぐには

注文した覚えがなければ、曖昧な返事はせずにキッパリと断りましょう。それでも商品が送りつけられたら、差出人の連絡先等を控えた上で、受取を拒否して下さい。

注文した覚えがないのにこれから商品を送りますといった電話が来たり、契約の意志がないのにしつこく代金の支払いを要求されたなど、困ったときは県民生活センターに相談して下さい。

## トラブルにあったのではないかと思ったら…

ひとりで悩まずに、まずは相談しましょう!

**山梨県県民生活センター 055-235-8455**

平日8時30分~17時(受付は16時30分くらいまでをお願いします。)



編集発行: 山梨県企画県民部消費生活安全課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588

山梨県県民生活センター

(山梨県庁別館3階)

甲府市飯田1-1-20 055(223)1571

(JA会館5階)



平成25年 春号

回覧

平成25年 春号

No.112

消費生活情報誌

# かいじ号



平成25年度テーマ

5月は消費者月間です!!

## 学ぶことから始めよう ~自立した消費者に向けて~

「消費者月間」は、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発・教育活動を集中的に行う月間として昭和63年に定められ、今年で26回目になります。

近年では、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家庭のつながりが弱まる中、消費者トラブルも多様化しています。

このような状況に対して、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、消費者の皆さんが進んで知識を習得し、情報を収集することが求められています。

消費者月間中、県民生活センターでは下記のようなイベントを行い、多くの情報を提供いたします。ぜひ、ご来場下さい。

## 消費者月間関連のイベント



消費生活情報展	
開催日時	5月1日(水)~31日(金) 午前8時30分~午後5時(土日・祝日は除く)
会場	山梨県JA会館5階 (甲府市飯田1-1-20)
内容	消費者情報関係のDVD放映 パネル展示ほか
問合せ先	県民生活センター 055-223-1571

## 無料弁護士相談会を活用して下さい

毎週水曜日の午後、弁護士による無料法律相談会を行っています。事前の予約が必要です。まずは県民生活センターにご相談ください。



消費生活相談専門電話番号

055-235-8455

県民生活相談電話番号

055-223-1366

### 相談内容

#### 【消費者問題に関する相談】

- 悪質商法によるトラブル
- 不当な請求
- 多重債務など

#### 【県民生活に関する相談】

- 法律相談(家族・近隣問題・相続・金銭貸借)
- 交通事故
- 土地・住宅相談
- 労働相談など

#### 【相談時間】

午後1時~午後3時まで 1人30分

#### 【会場】

県民生活センター(甲府市飯田1-1-20JA会館5階)